

2013年9月27日

バーゼル銀行監督委員会「銀行による清算機関へのエクスポージャーに関する資本の取扱い」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から6月28日に公表された市中協議文書「銀行による清算機関へのエクスポージャーに関する資本の取扱い」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

総論

我々は、中央清算機関（CCP）を通じた取引へのインセンティブに係る枠組みがより適正なものへ見直されることを目的としたBCBSの取組みに賛意を表するとともに、本件が有意義な枠組みとして実施されるよう、以下の点について考慮されることを期待したい。

- 健全なCCPが各参加行に等しくかつ円滑にQCCPと判定されるよう、暫定規則にて定められた「適格性判定基準」は、既にバーゼルⅢを導入している国にみられる実務的な問題に対処するかたちで見直されるべきである（各論1）
- 健全なCCPを介した清算集中のインセンティブが高まるよう、デフォルト基金（DF）に係る基準となるリスク・ウェイト1,250%は引下げられる方向で再調整されるべきである（各論3）
- デフォルト基金の参照水準（RLDF）の算式中に含まれるDFCover*は、枠組みをより複雑にすると同時に、バーゼル自己資本比率規制の枠組みで捉えられるリスクの定義とは異なる定義を基準としかつCCP間で比較可能なものではないため、RLDF=K(NIMM)とするのが適切である（各論4）

各論

1. 適格性の判定基準の見直しおよび情報開示体制の整備

BCBSは、本市中協議文書の内容に加えて、暫定規則を含め、CCPの資本賦課に係る全体の枠組みが、真に実効的かを検証するべきである。ここでは、現状を整理した上で、我々が最も重要と考える修正を検討すべきポイントを2点挙げたい。

● 現状

暫定規則では、QCCP と判定する要件として、(1) CCP が FMI 原則に準拠した各国法制に基づき監督を受けていることが公表されていること、(2) 銀行がリスクアセット算定に当たって必要な計数を CCP が算出し銀行により取得可能な状況としていること、の2点を定めている。

本邦ではすでにバーゼルⅢが実施されているが、これらの要件を確認するに当たり、銀行・CCP が相互に担当部署・担当者を十分に認知することなく、各々の銀行が各々の CCP に N×N のアクセスをするという極めて非効率な事態が生じている。その結果として、同一の CCP に対して、所定の計数を入手した銀行は QCCP と判定し、そうでない銀行は Non-QCCP と判定するような、比較可能性のない状態が生じる状況となっている。加えて、銀行が直接 CCP に参加している場合ではなく、クライアントとして間接参加している場合は、上記要件の確認が実務上更に困難となる。

事例①「海外の清算機関Aにレポ取引で直接参加する場合」

Aのホームページ上で(2)の計数(Kcmi)の提供方法・提供部署を確認することができない。規制担当者、FMI原則対応に係る広報所管部署の担当者をそれぞれ特定し、連絡を取るも回答を得られない。

事例②「海外の清算機関Bでデリバティブ清算を行うブローカーCを通じ投資するファンドDに対して、銀行が投資する場合(銀行はルックスルー方式を適用)」

Dを経由しCにBのKcmiを取得することができるかを確認しようとするも、銀行規制下でないファンドD、およびCの担当窓口は、銀行規制およびKcmiの枠組みを理解できず、Bの情報を銀行に取り次ぐことができない。

● ポイント1：適格性判定基準の見直し

(2)の計数が取得可能かという情報のアベイラビリティは、CCPの“健全性水準”とは別問題であり、本質的に(1)の要件とは位置づけが異なる。また、「特定のCCPが清算参加行から等しくQCCPと判定されない」という比較可能性の欠如という問題をはらんでおり、BCBSが現在目指している方向性*に照らして、斯かる基準を設けることは適切ではないと考えられる。

これらの問題を解決するための対応策としては、以下2点が考えられる。

①まずは、適格性判定の要件から(2)を外し、“健全性水準”を示す(1)のみを充足すべき要件とすることである。FMI原則が順守される限りにおいては、(2)が

* BCBS258 (Jul 2013): Discussion paper; The regulatory framework: balancing risk sensitivity, simplicity and comparability

要件から外れた場合も、CCP がその健全性を保つ上で必要な計数（DFcover*）の算出は継続して行われる。なお、万が一銀行が所定の計数を入手できない場合に備え、DF の RW を算出するための手法（暫定規則における Method 2 に類似したもの）が維持されることが必要と考える。

②①の対応がフィージブルでない場合は、少なくとも、CCP による共通フォーマットでの必要計数（Kcm[†], RW_TE）開示を（2）に代わる要件とするべきである。これにより、CCP による情報提供がどの清算参加者に対しても等しく行われ、結果として CCP が、小口取引行・間接参加行等を含むいかなる銀行からも健全性に見合うかたちでその適格性が適切に評価（QCCP と判定）されることが期待できる。QCCP 側としても、個別行との煩雑な事務処理・照会対応に追われることから解放されるという追加的なメリットがある。

● ポイント 2：BCBS による情報開示体制の整備

上述のとおり、(1) の要件の確認は、CCP の健全性を判断する上で重要であるが、現状、確認が取れるかどうかは、金融機関の調査努力もしくは CCP 側・規制当局側の情報開示状況という、実務上のフィージビリティに依存する。

ポイント①の問題に類似して、実務上のフィージビリティ欠如が理由となって、真の QCCP が Non-QCCP と判定されることがないよう、BCBS が、(1) の要件を満たす QCCP のリストを公表する、もしくは各国当局に対し (1) の要件に係る情報開示を呼びかける等により、開示体制を整備するべきである。

2. 適格性判定に係る移行措置

上述した適格性判定基準の見直しおよび情報開示体制の改善が行われ、適格性の判定が円滑かつ安定して行われるようになるまで、BCBS は、バーゼルⅢFAQ にて認められている「適格性判定に係る移行措置」の延長を検討するべきである。

3. 清算集中促進のためのインセンティブ

市中協議文書において DF の資本賦課水準とされている RW1, 250%は、以下のような清算集中促進のためのインセンティブ付与の見地から、再調整されるべきである。

(1) 相対取引との比較（補論 1 ご参照）

DF の資本賦課、担保・DF に係る調達コスト、前述のような適格性を判定するための実務負担等を総合的に勘案すると、銀行が QCCP にて清算するメリ

† ここでいう Kcm は市中協議内の文字を用いた場合、以下のように表される。

$$Kcm = \frac{K_{CMi}}{DF_i^{Pref}}$$

ットが常にあるというわけではない。補論1の仮定(i)で示されているとおり、一定額以上エクスポージャーのデリバティブ取引を CCP に移管しない限り、相対取引対比で採算上のメリットがでてこない。多くの清算参加者にとって清算集中が魅力的である状況を目指すのであれば、BCBS は、絶対的な採算上のメリットがあるよう DF の資本賦課水準の低減を検討しなくてはならない。また、補論1の仮定(ii)で示されているとおり、DF の追加納付を行うことのインセンティブはなく、むしろ銀行は損益分岐点となる最低取引量の増大に直面する。BCBS は、Kemi や RW_TE の算式内における DF 追加納付インセンティブを、相対取引との比較等を通じ今一度見直すべきである。

(2) Non-QCCP との比較

市中協議文書では、仮に RLDF に見合う DF が積まれている状況であっても、QCCP の DF の資本賦課水準は、Non-QCCP の場合と同じ RW1, 250%となっている。この水準では、QCCP に DF を納めるインセンティブを、銀行に十分に与えているとはいえない。

4. Cover*の適合性

RLDF の算定における Cover*利用について BCBS は以下の観点から再考するべきである。

(1) Cover*導入による枠組みの複雑化

パラグラフ 24 には、BCBS は QCCP が DFcover*を意図的に引き下げる行為を制限するために K(NIMM)のフロア導入を提案したとある。

DFCover*>K(NIMM)のケースで、暗黙に BCBS が、K(NIMM)まで CCP によるストレスシナリオ見直しを通じた DFcover*の調整を許容しているのであるとすると、以下のサンプルの通り、結果的には常に RLDF=K(NIMM)となることを認めていることとなる。ここでは、Cover*の概念の追加により、枠組みが不要に複雑化しているという問題点がある。

QCCPに対するサンプルケース

DFcover*	Kccp(NIMM)	提案された枠組みのRLDF	CCPがストレスシナリオ見直しにより、低減を図ると仮定	暗黙のRLDF
10	15	15 Kccp(NIMM)		15 Kccp(NIMM)
10	5	10 DFcover*		5 Kccp(NIMM)

(2) リスク量の定義に係る差異・Cover*の比較可能性

規制資本率（リスク量）の算出においては、他の自己資本比率の枠組みと一貫したかたちで、同一のエクスポージャー・デフォルトの定義・概念にもとづくべきであり、バーゼル規制上の概念と相いれない Cover*の基準は不適切であると考えらる。

まず、DFcover*は個々の QCCP のストレスシナリオに基づき算出されるため、QCCP 間でその算出根拠が比較可能なものでない。また、その計数を利

用する銀行側としても、DFcover*計数の妥当性を把握した上で利用することができないという問題、「QCCP によるストレスシナリオの変更」といった QCCP の取引量や相手先に基づかない予測不可能かつコントロール不可能な所要資本の変更を迫られる事態、が想定される。

以上を踏まえ、我々は RLDF= K(NIMM)とするのが適切であると考え。QCCP に対する「十分な財務資源を持つ」ことへの動機付けは既存の FMI 原則に基づく監督の枠組み上で手当てされており、バーゼル自己資本比率規制への Cover*概念の持込み・それによる CCP に対する動機付けの必要はないと考えられる。

仮に、Cover*が導入されるとしても、デフォルト発生確率等に基づく水準調整がなされた上で、K(NIMM)との大きな乖離がない限りにおいてのみ利用が認められるべきである。

5. 質問への回答

質問 1： 2つの方式案のうち、資本賦課の取扱いに係る規則が目指す目的にもっとも見合うものはいずれの方式か。また、その理由は何か。

我々は比率方式を支持する。理由は、以下3つの階層方式の問題点にある。

- (1) 階層方式では、RLDF に満つるまでの間、不足する DF に対する資本賦課率が RW1,250%で一定であり、清算参加者側が DF を納めることのインセンティブを与えない構造となっている。他方、比率方式は、同様の状況で、DF に対する RW が低下する。
- (2) 階層方式では、清算参加者による DF の拋出が少ない場合、過度に高い資本賦課が求められる場合（補論 2 ご参照）があり、関数として不安定である。
- (3) パラグラフ 37 の算式中(ii) の状態 ($DF_{ccp} < RLDF \leq DF_{pref}$) では個別の清算参加者が DF の追加拋出をすると、逆に RW が上がってしまう関数であり、この点においても不安定である。

但し、各論 3 に記載のとおり、比率方式においても DF の RW 水準 (1,250%) は見直されるべきである。

質問 4： BCBS は、CCP 向けトレード・エクスポージャー (TE) の資本賦課に関して考えられるリスク感応的な手法についてコメントを募集する。

最大 RW20%という水準は清算集中を促すインセンティブを与えるものではないため、引下げられるべきである。

財務内容の良い金融機関であれば、PD のフロアである 0.03%に相当する場合が十分あり得、この時の IRB の RW は約 8%である。

相対のデリバティブを中央清算機関に移管した場合、相対よりも①健全性の高い取引となること、②追加的に DF の資本賦課が求められること、に鑑みると少なく

とも **TE** の **RW** は 8%程度を下回るものであるべきである。

加えて、今回トレード・エクスポージャーの **RW** がリスクセンシティブとなることにより、**CCP** から銀行が取得しなくてはならない情報 (**RW_TE**) が追加される。各論 1 にも述べたとおり、**BCBS** は、斯かる追加情報についても、取得ルート・開示方法等につき検討し、銀行がその情報を取得することのフィージビリティを確保すべきである。

以 上

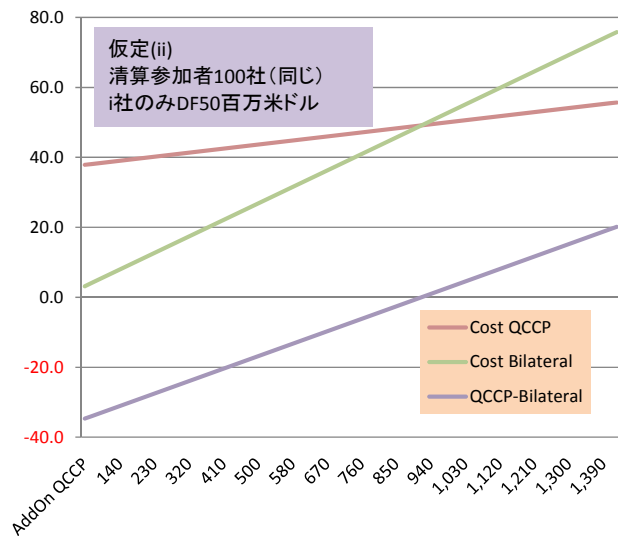
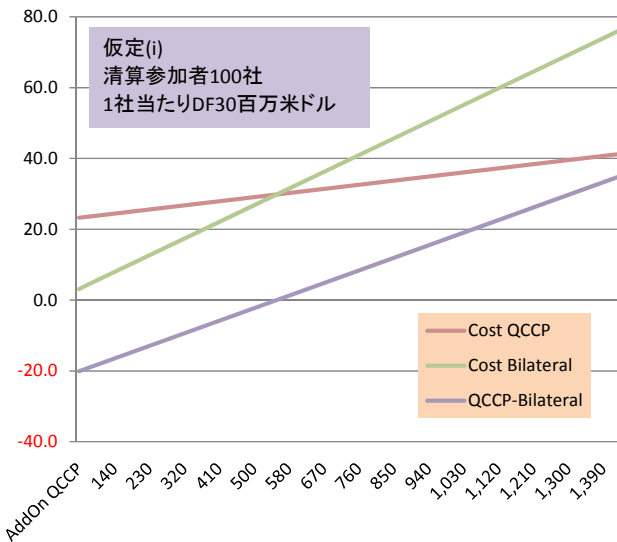
補論

1. 清算集中/相対取引のコスト比較・損益分岐点

(百万米ドル)

仮定	(i)	(ii)
カウンターパーティRW*	13.98%	同左
RLDF	3,000	同左
DF ccp	20	同左
DF cm pref	3,000	3,020
清算参加者の数	100	同左
DF i	30	50
取引のマチュリティ	3	同左
アドオンの掛目	0.5%	同左

*PD=0.07% (S&P:A相当),LGD=45.0%,上記マチュリティ金利スワップ、WACC=6%、調達コスト率=1%の前提



縦軸：資本コスト+調達コスト

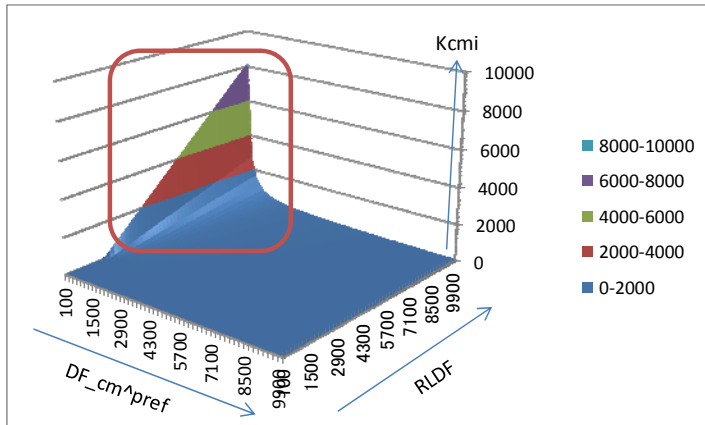
単純化のため、資本コストにおける、Kcmi は max(比率方式のK,階層方式のK)としている
また、相対取引の資本コストには CVA 資本賦課を加算していない

横軸：QCCP に移管するデリバティブのアドオン (いずれも単位は百万米ドル)

- 仮定(i)のとおり、QCCP への移管のメリットが出るのは、NIMM(CCP)におけるアドオンが約 560 百万米ドル (想定元本約 91 十億米ドル) を超える取引を集中した場合に限られる。
- 仮定(ii)のとおり、DF を追加 (+20 百万ドル) で納めることによる RW_TE および Kcmi 低減 (傾きの低下) メリットはなく、むしろ損益分岐するアドオンが約 920 百万米ドル (想定元本約 154 十億米ドル) まで上昇。

2. 階層方式の算式が不安定である例

(1) 階層方式



仮定

DF i^{\wedge} pref	100	所与
DF ccp	2,000	固定
RLDF	100~10,000	変動
DF cm^{\wedge} pref	100~10,000	変動

特に、DF cm^{\wedge} prefが[0,DF_ccp]の値をとるときに階層方式のKcmiは資本控除相当の数十倍となる場合があり、同じ条件での比率方式のKcmiをはるかに上回る水準となる。

(2) 比率方式・・・仮定は(1)と同じ

